ポスター作成証明書

　次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　　　　　　選挙

候補者

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称並びに法人の場合は代表者の氏名 |  |
| 住　　　　　所 |  |
| 作　成　枚　数 | 枚 |
| 作　成　金　額 | 円 |
| ポスター掲示場数 | 箇所 |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出すること。

２　ポスター作成業者が川越町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付すること。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、川越町に支払を請求することができない。

４　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおり。

　　（１）枚数　ポスター掲示場数

　　（２）限度額　単価×確認された枚数＝限度額

316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数

＝単価

ポスター掲示場数

１円未満の端

数は切上げ

５　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。